

柏駅前送迎保育ステーションにおける保育等 業務委託（保育室3②）仕様書

1 件名

柏駅前送迎保育ステーションにおける保育等業務委託（保育室3②）

2 目的

「柏駅前送迎保育ステーション」（以下「ステーション」といいます。）において、保護者によるステーションへの送迎と、自動車によるステーションへの送迎の間のお子さんを保育する「送迎保育ステーション事業」を安全かつ効果的に実施するに当たり必要な業務を委託するもの

3 送迎保育ステーション事業の概要

ステーションの運営は、認可保育所又は認定こども園を運営する法人が、ステーションにおける保育、自動車による送迎及び法人が運営する認可保育所又は認定こども園での保育を一貫して実施するサテライト方式とします。

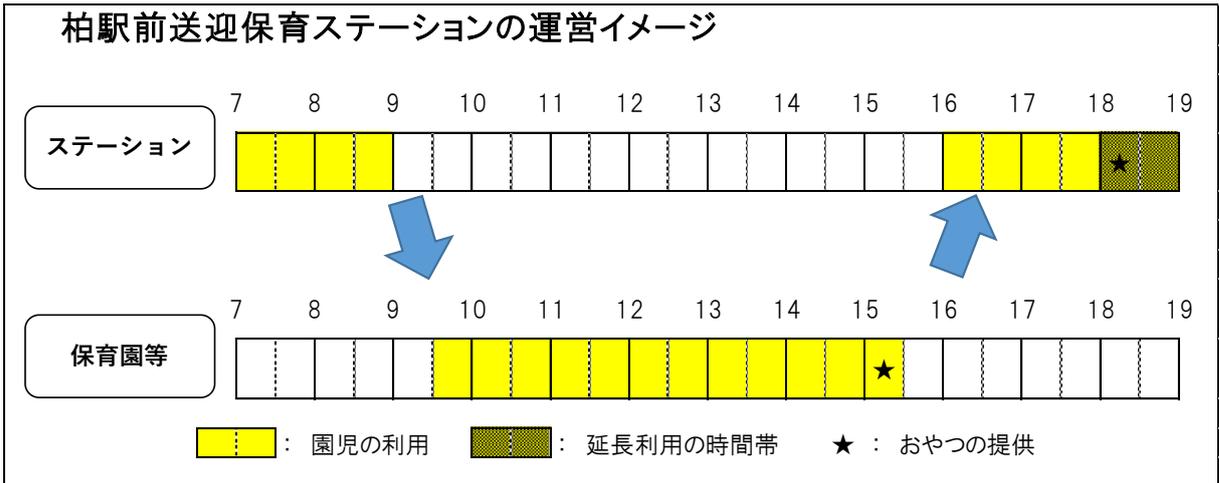
ステーションの事業実施日は月曜日から土曜日まで（祝日及び年末年始を除く）、事業実施時間は午前7時から9時まで及び午後4時から7時までとし、ステーションの利用者は3歳児から5歳児までの保育認定を受けたお子さんとしします。

4 業務の概要

ステーションにおいて、朝に保護者からお子さんをお預かりし、夕方又は夜にお子さんを保護者に引き渡します。自動車による送迎までの時間は、ステーションでお子さんを保育（延長利用時のおやつ提供を含む）します。

送迎用自動車の乗降時には、お子さんの人数確認等を行います。

また、送迎保育ステーション事業を安全かつ効果的に実施するために必要な業務を併せて実施します。



5 履行場所

柏市子ども・子育て支援複合施設3階柏駅前送迎保育ステーション（柏市柏4丁目9番7号）及び送迎先の施設

6 業務受託の要件

- (1) 柏市内で、3歳児、4歳児及び5歳児の保育を行っている認可保育所若しくは認定こども園を運営している、又は令和8年4月から認定こども園を運営予定の法人であること。
- (2) ステーションから自法人が運営する認可保育所又は認定こども園まで、お子さんを安全に送迎することができること。
- (3) 柏駅周辺の2歳児までを保育する認可保育所又は小規模認可保育事業所の卒園児（年当たり4人以上）を、ステーションの利用を前提として自法人が運営する認可保育所又は認定こども園で受入れる意向があること。
- (4) お子さんの送迎に使用する自動車に、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成24年条例第40号）第7条の3に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が設置されていること。
- (5) お子さんの送迎を自家用車で行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の有償運送の許可を有していること。
- (6) 「柏駅前送迎保育ステーションにおける保育等業務委託（保

育室 3 ①)」（以下「保育室 3 ①」という）の受託者と同じ保育室を使用し，自園の利用児と保育室 3 ①受託者が運営する園の利用児の保育を，保育室 3 ①受託者と共同で行うことができること。

(7) 利用者の確保に向け，効果的な方策に取り組むことができること。

7 委託期間・契約方法

(1) 委託期間

令和 7 年 1 0 月以降の月から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

※始期（ステーション稼働開始日）は協議の上，決定する。

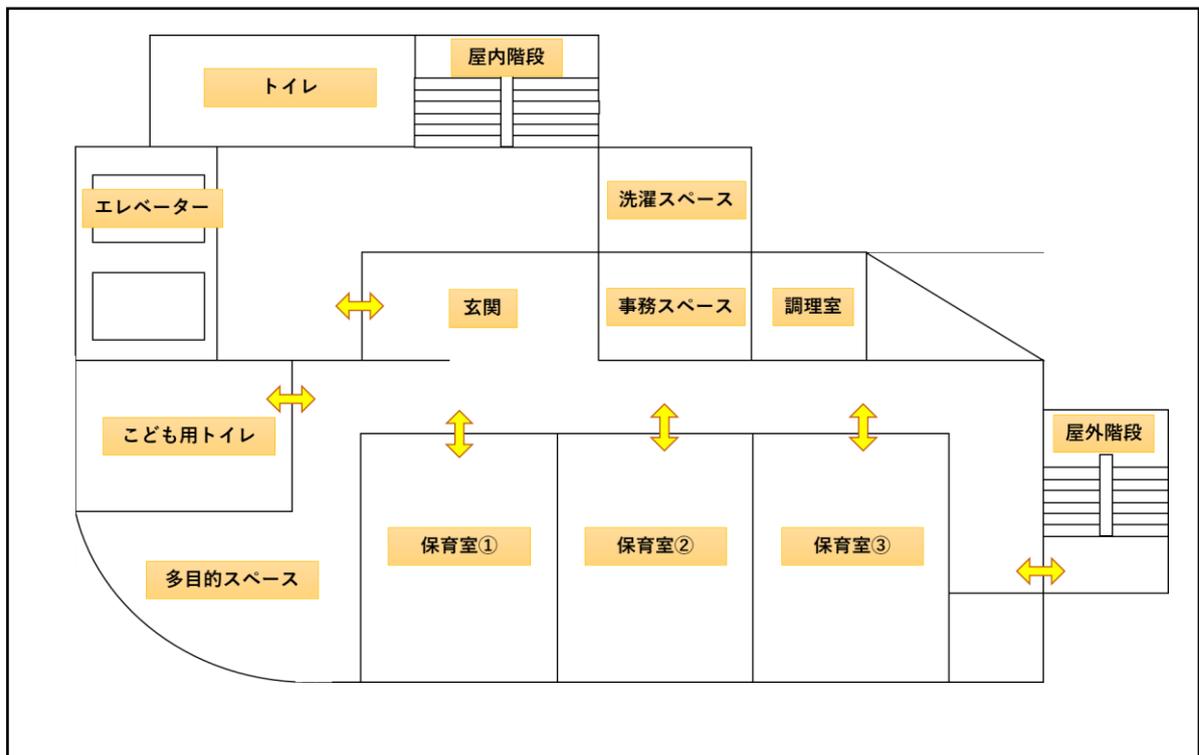
※稼働開始までの準備期間は，上記委託期間に含まない。

(2) 契約方法・支払回数

総価契約・毎月払い

8 利用定員及び保育実施場所

保育室 3 ①の受託者が運営する園の園児との合計の利用定員を 2 4 名とし，保育室 3 で保育を実施する。



9 委託業務の範囲

送迎保育ステーション事業における委託業務の範囲は下表のとおりとする。

○：業務を実施する項目

業 務 名	委託者（市）	受託者
ステーション登退所時刻管理	○	
ステーション使用料の徴収	○	
お子さんの預かり・引き渡し		○
ステーション保育室での保育		○
ステーションから送迎用自動車への移動		○
送迎用自動車乗降時の人数確認		○
施設の維持管理	○	
施設内の清掃（保育室を除く）	○	
保育室内の清掃		○

10 業務管理体制

(1) 責任者

以下の責任者を置き、業務を管理する。

責任者	要件	主な職務
統括責任者	送迎先施設の施設長	業務全体の管理・統括を行う
ステーション責任者	ステーションに勤務する保育士のうち1名	ステーションの業務に係る指揮命令を行う
安全管理責任者	送迎先の施設に勤務する職員のうち1名	園到着及び出発時における人数確認等の安全管理に係る業務の指揮命令を行う

(2) 責任者の届出

統括責任者，ステーション責任者及び安全管理責任者の選任状況は，受託当初に届け出ることとし，変更しようとする場合には事前に市に連絡すること。

1 1 業務体制

(1) ステーションにおける保育

常時1名以上の職員を配置することとし，同保育室で本事業に受託する他事業者の職員と協力して，当該保育室内で保育にあたる職員数の概ね3分の1以上を保育士とすること。保育士資格を有しない職員を配置しようとする場合は，子育て支援員研修修了者を配置するよう努めるものとする。

(2) 乗降時の人数確認

運転手とは別に1名以上の職員を配置すること。

(3) 他事業との兼務禁止

(1) 及び(2)で配置する職員が他事業に従事する場合は，本事業と他事業の勤務を明確に分け，本事業の委託料と他事業の公定価格又は補助金等を重複して受領することがないようにすること。

1 2 業務内容

以下について，柏駅前送迎保育ステーション運営共通手順書に従い業務を実施する。

(1) ステーションにおける保育及び送迎時の安全確保

ア ステーションにおける保育（朝）

ステーションの事業開始時間である午前7時からお子さんをお預かりできるよう準備を行う。保護者からお子さんをお預かりする際には，送迎先施設と同等の健康状態の確認や保護者との連絡調整を行う。お預かりした後は，自動車による送迎までの間，ステーションにおいて保育を行う。

イ 自動車までの移動

朝は，建物3階のステーションから建物外の路上に停車している自動車までお子さんを安全に移動させる。夕方は，建

物外の路上に停車した自動車から建物3階のステーションまでお子さんを安全に移動させる。

朝は移動前に、夕方は移動後にお子さんの人数確認を行い結果を市に報告する。

ウ 乗車及び降車時の人数確認

送迎用の自動車には、職員が同乗し、乗降時の人数確認を行う。人数確認は「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」（令和4年10月12日、内閣官房、内閣府、文部科学省及び厚生労働省発行）に従って実施する。

エ ステーションにおける保育（夕方・夜）

ステーション到着後から保護者のお迎えの時間まで、お子さんをステーションで保育する。保護者が延長利用を希望する場合には午後7時までお子さんを保育する。お子さんを引き渡す際には、送迎先施設と同等の情報伝達及び保護者との連絡調整を行う。

保育中は、お子さんに飲料を提供し、延長利用時には飲料に加えておやつを提供する。開封した飲料及びおやつは、開封した当日に使い切ること。

なお、おやつ及び飲料の1日当たりの費用は300円（1人当たり50円）を目安とし、受託者の費用負担によって調達する。

(2) ステーションにおける保護者支援

送迎先施設と同等の保護者支援を行う。ステーションでの対応が困難な場合には、送迎先施設と連携するなどして対応する。

(3) ステーション利用申込時の保護者への説明及び面談等

ステーションの利用を希望する保護者への利用方法・申込方法等の説明を行う。また、保護者及びお子さんと面談を行い自動車による安全な送迎に支障がないか確認を行う。

ステーションでの対応が困難な場合には、送迎先施設と連携するなどして対応する。

(4) マニュアルの作成及び改善等

業務マニュアル・災害時対応マニュアル等を作成し、必要に

応じて改善を行う。

(5) 職員研修の実施

業務の実施に必要な研修を行う。内容は市と協議の上，決定する。

(6) 緊急時対応訓練の実施及び改善等

定期的に緊急時対応訓練を実施し，必要に応じて改善を行う。

(7) ステーション関係者会議への参加

定期的に開催する市と本業務の受託者との会議に参加する。

(8) 記録の作成

事業の実施に当たり必要な記録の作成を行う。詳細は市との協議の上，決定する。

(9) その他必要な業務

保育室内の環境整備，清掃等の事業の実施に必要な業務を行う。

1 3 市による確認

(1) 業務実施状況の確認

市の判断で業務実施状況の確認を行うものとし，受託者はこれに協力するものとする。

(2) 記録の確認

市は，12(8)で作成した記録を定期的に確認するものとし，受託者はこれに協力するものとする。

1 4 施設・備品等

(1) 施設・備品等の使用

受託者は，施設の一部（保育室）並びに主要な備品（園児用机・椅子，職員用机，冷蔵庫等）を無償で使用することができる。受託者は，これら施設の一部及び備品を善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。

なお，使用する保育室は，利用者数等の状況に応じて変更する場合がある。

(2) 施設・備品等の管理

施設・備品等の使用に際しては，使用の前後に異常の有無を確認し，万一異常を発見した場合は，直ちに市へ報告すると共に，その指示に従うこと。

業務終了後には，戸締まりを確実に実施すること。

なお，本市備品の持ち出しは禁止する。

(3) 施設・設備の破損の報告及び損害の賠償

受託者は，受託者の責に帰すべき事由によって施設・備品等の破損等が発生した場合は，当該破損等によって生じた損害の賠償をしなければならない。

(4) 消耗品等の調達

保育室内で必要となる消耗品は，受託者の費用負担によって調達する。

(5) 通信環境

業務の実施に必要なとなる通信環境（携帯電話，インターネット接続等）は，受託者の費用負担で整備する。

1 5 事故発生時の対応

事故が発生した場合，受託者は直ちに園及び市に報告するとともに，その指示のもと，適切な措置を講じ，速やかに「事故報告書」を提出すること。

1 6 業務改善

市の指示により受託業務の改善を求められた場合は，改善の状況を速やかに報告すること。

1 7 損害賠償責任保険の加入

受託者はステーションにおける保育業務について，対人賠償の1人当たり支払限度額が1億円以上の賠償責任保険に加入するものとする。

1 8 その他

仕様書に定めのない事項及び疑義のある場合は，必要に応じ

て市と協議する。

1 9 問 い 合 わ せ 先

柏市こども部保育運営課企画担当 森本

電話 0 4 - 7 1 2 8 - 5 5 1 7